

## 7. 参考資料

### 7-1. 地域水ネットワーク再生事業

- 1) 事業実施要綱
- 2) 事業実施要領

### 7-2. 環境用水の取扱いに関する通知

- 1) 「環境用水に係る水利使用許可の取扱いについて」（平成 18 年 3 月国土交通省河川局）
- 2) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成 4 年 8 月 31 日建設省河川局）
- 3) 「消流雪用水の取扱いについて」（平成 12 年 12 月 12 日建設省河川局）

### 7-3. 関係法令・通知等

#### 1) 土地改良法関係

	法令・通知名	内容
①	土地改良法第 57 条	土地改良区が管理すべき施設について
②	土地改良法第 94 条	農林水産大臣が管理・処分すべき土地改良財産について
③	土地改良法第 94 条の 4 の 2	農林水産大臣が管理する土地改良財産の他目的への使用等について
④	土地改良法第 94 条の 6 第 1 項	農林水産大臣が都道府県に土地改良財産の管理を委託することについて
⑤	土地改良法第 94 条の 10	都道府県営土地改良事業によって生じた土地改良施設の管理を都道府県が土地改良区等に委託することについて
⑥	土地改良法第 96 条の 4（準用規定）	
⑦	土地改良法施行令第 58 条	土地改良施設の管理受託者に対する善良な管理の義務について
⑧	土地改良法施行令第 59 条	土地改良財産の管理者受託者が管理する土地改良財産の他目的への使用等について
⑨	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第 5	土地改良財産の他目的使用等の場合の使用料の算定手法等について
⑩	土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知第 8	土地改良財産の共有持分付与を行う場合の要件および対価の算定手法等について
⑪	土地改良財産取扱規則第 11 条	都道府県又は土地改良区等が農林水産大臣より管理を受託した土地改良財産の他目的使用等にかかる申請について

⑫	土地改良財産取扱規則第 12 条	農林水産大臣の管理する土地改良財産の他目的への使用等にかかる申請について
⑬	土地改良財産取扱規則第 22 条の 3	土地改良財産の共有持分付与を行う場合の申請について

## 2) 河川法関係

	法令・通知名	内容
①	河川法第 2 3 条	河川（1 級河川および 2 級河川）における流水の占用の許可について
②	河川法第 2 4 条	河川区域内の土地の占有の許可について
③	河川法第 2 6 条第 1 項	河川区域内における工作物の新築等の許可について
④	河川法第 2 7 条第 1 項	河川区域内における土地の掘削等の許可について
⑤	河川法施行規則第 1 1 条	水利使用等に関する許可申請に必要な書類等について
⑥	河川法第 38 条	水利使用の申請があった場合の通知について
⑦	河川法施行令第 21 条	河川に関し権利を有する者について
⑧	河川法第 53 条	渇水時における水利使用の調整について

## 3) 土地改良法以外の財産関係の法令

	法令・通知名	内容
①	地方自治法第 237 条	普通地方公共団体の財産の管理及び処分について
②	地方自治法第 238 条	公有財産の範囲及び分類について
③	地方自治法第 238 条の 4	行政財産の管理及び処分について
④	国有財産法第 18 条第 1 項、第 3 項	行政財産の処分等の制限について
⑤	国有財産法第 19 条	準用規定について
⑥	国有財産法第 22 条第 1 項	普通財産の無償貸付について

#### 4) 環境に関する法令・基準

	法令・通知名	内容
①	農業用水質基準（農林水産技術会議 昭和 46 年 10 月 4 日）	水稻に被害を与えない限度濃度を考慮して定めた汚濁物質別の基準値（法的効力はない）
②	環境基本法第 16 条	政府が定めるべき環境上の条件（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音）に関する基準について
③	水質汚濁に係る環境基準について （昭和 46 年 12 月 28 日環境庁）	環境基本法第 16 条に基づき規定される水質汚濁に関する環境基準
④	水産用水基準（水産資源保護協会）	水産動植物の正常な生息および繁殖を維持し、その水域において漁業を支障なく行うための水質基準
⑤	水質階級と指標生物の生息範囲 （環境省）	環境省が実施している河川の水質状況調査に使用する水質と指標生物の関係

#### 5) その他

	法令・通知名	内容
①	国家賠償法第 2 条第 1 項	国および公共団体による造営物の設置又は管理に関する責任について
②	民法第 717 条	土地の工作物等の占有者及び所有者の責任について